

災害時の活動の手引き

援助中に自然災害が発生したり、南海トラフ地震に関連する警報や特別警報が発表された場合の対応についてまとめてあります。

センターでは、ハザードマップの確認や緊急時に一斉に連絡を取れる仕組みづくり、また、援助活動中や予定されている会員への連絡方法の確立、安否確認のための会員の緊急連絡先の確保を行っています。

会員の皆さんは、事前打合せ時に緊急連絡先を複数交換するなど、会員同士が連絡を取り合えるように事前準備をお願いします。また、この「災害時の活動の手引き」を読んでいただき、災害時にどのような行動をとればいいのか確認をしてください。

かりやしファミリー・サポート・センター

〒448-0858 刈谷市若松町 3-8-2 (総合健康センター2階)

TEL 61-2720 FAX 61-2721

E-MAIL famisapo@city.kairya.lg.jp

子育て支援課

TEL 23-8877 FAX 26-0505

【自然災害時の対応について】

＜活動の中止＞

次の場合は援助活動が中止となります。

- 1 震度5強以上の地震が発生した時
- 2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された時
- 3 防災情報の警戒レベル3以上が発令された時
- 4 暴風警報、特別警報が発表された時

＜南海トラフ臨時情報＞

「南海トラフ臨時情報」とは、南海トラフ沿いで異常な現象を観測された場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に、気象庁から発表される情報です。

＜警戒レベル3＞

「警戒レベル3」とは、「避難に時間を要する人(高齢者、障がい者、乳幼児等)とその支援者が危険な場所から避難する」タイミングであることを示すものです。刈谷市から発表され、刈谷市全体で発令される場合や、地区限定で発令される場合があります。

＜事務所の閉鎖と再開について＞

事務所は「震度5強以上の地震発生時」「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時」「特別警報発表時」(上記1、2、4)の場合閉鎖されます。閉鎖する場合は、SMS(携帯電話番号あてに送信するメッセージ)による一斉メールをします。(場合によっては連絡できないこともあります。)

また、再開は子育て支援課長が状況を確認して判断し、会員にはSMSによる一斉メールおよびホームページでお知らせします。

＜準備＞

事前打ち合わせ時には、活動中に万が一地震や災害が起きた場合のことを想定し、お互いにしっかりと話し合いをしておきましょう。

- 地域の避難場所は、複数箇所確認しておく。
- 緊急連絡先を複数確認する。連絡のつきやすい手段(メール、ライン等)を交換しておく。
- 依頼会員が迎えに行くことが難しい場合は、誰が迎えに行くか確認しておく。
- 災害時、連絡手段が途絶えた時は、災害用伝言ダイヤルで連絡を取り合えるように、使い方を確認しておく。

◆災害用伝言ダイヤル◆

①災害用伝言ダイヤル(171)

利用方法 (1)171をダイヤル

- (2)ガイダンスに従って、録音の場合は1を、再生の場合は2をダイヤル
- (3)ガイダンスに従って、相手の電話番号を市外局番からダイヤル
- (4)伝言を録音・再生

②災害用伝言板(インターネット機能がある携帯電話・PHS で利用可)

利用方法 【登録】

- (1)携帯電話各社の公式サイトトップ画面から「災害用伝言板」にアクセス
- (2)「登録」を選択
- (3)「無事です。」等の選択肢から選び、任意で100文字以内のコメントを入力
- (4)「登録」を押す。

【確認】

- (1)携帯電話各社の公式サイトトップ画面から「災害用伝言板」にアクセス
- (2)相手の携帯電話・PHS 番号を入力し「検索」を押す
- (3)伝言一覧から詳細を確認したい伝言を選択



▲総務省ホームページ
〈災害用伝言サービス〉

※①②以外にも伝言サービスがあります。これらのサービスは災害時以外にも体験することができます。

・毎月1日・15日
・1月1～3日
・1月15～21日
(防災とボランティア週間)
・8月30日～
9月5日
(防災週間)

<災害時対応訓練について>

災害時に援助活動の中止や事務所の閉鎖、また復旧後の再開について、会員の皆さんにはSMSIによる一斉メールで情報を発信します(令和6年度より)。それにともない、災害時対応訓練を年1回程度行います。

<地震発生時の対応について>

※地震の規模はおおむね震度5強以上を目安としますが、援助会員自身の状態(心身・家屋・家族)も含めて判断してください。

ケース	対応	
援助活動前に地震(おおむね震度5強以上)が発生	発生当日は、原則として活動は中止	<ul style="list-style-type: none"> ・余震が来る可能性があります。あわてず冷静に、安全を最優先して行動しましょう。 ・子どもが乳児園、保育園、幼稚園、小学校、児童クラブにいる場合に地震が発生したら、援助会員はお迎えに行きません。
援助活動中に地震(おおむね震度5強以上)が発生	<ul style="list-style-type: none"> ・まずは、ご自身とお子さんの安全確保に全力を尽くしましょう。 ・ご自身、お子さんがケガをしている場合は、応急処置・治療を優先してください。 ・依頼会員にお子さんの安否、居場所を連絡し、できるだけ早くお子さんを保護者に引き渡せるように相談してください。 <p>※お子さんの引き取りについて、依頼会員本人がすぐに引き取りに行くことが難しい場合は、配偶者や親族にお願いするなどしてください。</p>	
	送迎中の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆっくり車を止め、揺れが収まるまで待機し、揺れが収まったら、安全な場所に移動しましょう。 ・保育施設などの施設に戻って救助を得ることも検討してください。
	自宅で活動中の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋、自分自身、ご家族の状況を判断し、避難を要する場合は避難所に避難しましょう
翌日以降の活動の再開について	安全が確保できるまでは活動中止。	<ul style="list-style-type: none"> ・会員同士が連絡を取り合い、自分自身、家族、家屋の状態を確認しましょう。 ・活動の再開は子育て支援課長が判断します。再開の連絡はセンターからSMSIによる一斉メールをします。また、ホームページで再開の案内をします。

<地震発生時の会員同士の心得>

- ◆ 災害時はご自身と子どもの安全を最優先し、状況によって臨機応変に対応しましょう。
- ◆ 会員同士で連絡を取り合えるようにしておきましょう。
- ◆ 事務所が閉鎖されると、センターと連絡が取れなくなります。その場合は、会員相互で活動についての確認をしてください。
- ◆ 援助活動の再開後、援助会員は決して不安を抱えたままで無理をして活動をしないようにしましょう。
- ◆ ファミサポで加入している補償保険制度では、「地震、津波、噴火」などの天災の場合は保険対象外となります。地震が起きた場合、地震が直接の原因となるケガ等には保険がかかりませんのでご注意ください。万が一ケガ等があった場合は、保険の対象となる、ならないにかかわらず、必ずセンターにご連絡ください。

<台風・大雨・暴風時の対応について>

※防災情報、暴風警報および特別警報の情報は、センターからのメール、テレビ、ラジオ等から得てください。刈谷市メール配信サービス、あいかり、公式ラインに登録すると刈谷市から情報を受け取ることができます。

ケース	対応	
警戒レベル3以上の防災情報が発令された	該当地区が含まれる小学校区の援助活動は中止	・特別警報発表時はセンターは閉鎖されるため、新しい依頼は受付できません。 ・防災情報発令時、暴風警報および特別警報発表時にはセンターからSMSIによる一斉メールをします。
暴風警報、特別警報が発表された	すべての援助活動は中止	
援助活動中に防災情報、暴風警報、特別警報が発令	・まずは、ご自身とお子さんの安全確保に全力を尽くしましょう。 ・依頼会員にお子さんの安否、居場所を連絡し、できるだけ早くお子さんを保護者に引き渡せるように相談してください。	
	送迎中の場合	・安全な場所に移動しましょう。 ・保育施設などの施設に戻って救助を得ることも検討してください。
	自宅で活動中の場合	・家屋、自分自身、ご家族の状況を判断し、避難を要する場合は避難所に避難しましょう
特別警報発表時の翌日以降の活動の再開について	安全が確保できるまでは活動中止	・会員同士が連絡を取り合い、自分自身、家族、家屋の状態を確認しましょう。 ・活動の再開は子育て支援課長が判断します。再開の連絡はセンターからSMSIによる一斉メールをします。また、ホームページで再開の案内をします。 ・防災情報・暴風警報は解除され次第、再開します。

<台風・大雨・暴風時の心得>

災害時は援助会員自身とお子さんの安全を最優先して、無理な援助活動はしないようにしましょう。

- ◆ 警戒レベル3以上の防災情報、暴風警報および特別警報が発令されている時は、援助活動は中止になります。
- ◆ 警報の発令が見込まれる時や、台風、豪雨、暴風、道路の凍結などが見込まれる場合は、事前に連絡を取って、時間を変更するなど、活動の実施について検討してください。
- ◆ 少しでも不安があれば、お子さんの安全を考え、援助活動を中止することも考えましょう。

<災害時の活動の例外について>

- ◆ 預かり中に援助会員宅での活動が困難になった場合、避難所へ移動し、依頼会員へ引き渡すまでは子どもの預かりを続けることがあります。その場合、報酬は発生します。
- ◆ 公共交通機関が運行停止になり保護者が帰宅困難になった場合、預かり時間を延長する場合があります。その場合、報酬は発生します。
- ◆ 災害事由によるキャンセルには、キャンセル料金は発生しません。